

京丹後市都市公園条例

平成16年4月1日

条例第194号

(設置)

第1条 都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、市に都市公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 市の設置する都市公園の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は停めておくこと。
- (8) 都市公園をその用途外に利用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第7条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下「有料施設」という。)は、別表第2のとおりとする。

- 2 有料施設を占有して利用しようとする者は、あらかじめ申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 3 市長は、有料施設の供用日及び供用時間を定めることができる。

(臨時駐車場)

第7条の2 臨時駐車場(市の管理する公園施設で特定期間臨時的に有料で駐車利用させるものをいう。以下「臨時駐車場」という。)とできる施設は、別表第2の2のとおりとする。

- 2 臨時駐車場を供用時間内に利用しようとする者は、その都度利用申し込みをして、その許可を受けなければならない。
- 3 市長は、臨時駐車場とする施設の供用日及び供用時間を定めることができる。
- 4 市長は、臨時駐車場とする施設について、有料の臨時駐車場である旨とその料金額及び供用日並びに供用時間を、その施設の見易い位置に表示するものとする。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可の申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 設置の目的
- イ 設置の期間
- ウ 設置の場所
- エ 公園施設の構造
- オ 公園施設の管理の方法
- カ 工事实施の方法
- キ 工事の着手及び完了の時期
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理する公園施設
- エ 管理の方法
- オ アからエまでに掲げるもののほか、市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 法第6条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理の方法
- (2) 工事实施の方法

- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第9条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの

(設計書等)

第10条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第11条 第3条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料施設若しくは臨時駐車場を利用しようとする者は、使用料又は駐車料を納付しなければならない。

2 第3条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可による使用料は、京丹後市道路占用料徴収条例(平成16年京丹後市条例第198号)の規定を準用する。

3 有料施設の使用料は、別表第3に掲げる額とする。

4 臨時駐車場の駐車料は、別表第3の2に掲げる額とする。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者

(3) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上止むを得ない必要が生じた場合

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(6) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第14条 使用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占有、第3条第1項各号に掲げる行為又は有料施設及び臨時駐車場の利用(以下「都市公園の使用」という。)の期間が1年を超えない場合においては、都市公園の使用の許可の際(有料施設の利用で許可を受けることを要しないものについては、当該利用の申込みの際)徴収する。

2 都市公園の使用の期間が1年を超える場合においては、年度ごとに使用料を徴収するこ

とができる。

- 3 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

(使用料の減免等)

第15条 市長は、第3条第1項若しくは第3項又は法第5条第1項、第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料施設を利用する者の責に帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料の全部若しくは一部を免除し、又はこれを還付することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第16条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第17条 第3条から第15条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して第3条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して第5条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条(前条において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第19条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円

とする。)以下の過料に処する。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 都市公園の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 都市公園の施設内外の原状回復に関する業務
- (3) 第7条に規定する施設の利用の許可に関する業務
- (4) 有料施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定により市長が指定管理者に同項各号に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行わせる場合における第3条、第6条及び第7条、第12条並びに第15条の規定の適用については、この規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の管理の基準)

第21条 指定管理者は、次に掲げる基準により管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、この条例及び規則を遵守し、適正に都市公園の管理を行うこと。
- (2) 都市公園の設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

(利用料金の収受)

第22条 市長は、適当と認めるときは、指定管理者に、有料施設又は臨時駐車場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を法第244条の2第8項の規定により、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合において、利用者は当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 前項に規定する利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の峰山町都市公園条例(平成4年峰山町条例第38号)又は網野町立都市公園条例(昭和49年網野町条例第24号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年3月8日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月26日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係) 都市公園

名称	位置
京丹後市峰山途中ケ丘公園	京丹後市峰山町長岡876番地
京丹後市峰山総合公園	京丹後市峰山町荒山248番地
京丹後市八丁浜シーサイドパーク	京丹後市網野町浅茂川377番地の80他

別表第2(第7条関係) 有料公園施設

施設名	設置場所	種別
京丹後市峰山途中ケ丘グラウンド	京丹後市峰山途中ケ丘公園	運動施設
京丹後市峰山途中ケ丘グラウンド ゴルフコース	京丹後市峰山途中ケ丘公園	運動施設
京丹後市峰山途中ケ丘公園管理棟	京丹後市峰山途中ケ丘公園	便益施設
京丹後市峰山球場	京丹後市峰山総合公園	運動施設
京丹後市峰山総合公園テニスコート	京丹後市峰山総合公園	運動施設
京丹後市峰山総合公園サブグラウンド	京丹後市峰山総合公園	運動施設
京丹後市八丁浜シーサイドパーク 多目的芝生広場	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	運動施設

別表第2の2(第7条の2関係) 臨時駐車場とできる施設

施設名()は略称	設置場所	種別
八丁浜海浜地区駐車場 (中央駐車場)	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	便益施設
八丁浜海浜地区多目的広場 (中央多目的広場)	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	園路広場施設
八丁浜朝日地区駐車場1 (朝日駐車場1)	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	便益施設
八丁浜朝日地区駐車場2 (朝日駐車場2)	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	便益施設
八丁浜小浜地区北小前駐車場 (北小前駐車場)	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	便益施設
八丁浜小浜地区多目的広場 (東多目的広場)	京丹後市八丁浜シーサイドパーク	園路広場施設

別表第3(第11条、第22条関係)

有料施設の使用料

(単位：円)

施設名		使用単位	利用時間	金額
京丹後市峰山途中ヶ丘グラウンド		1面	1時間	500
京丹後市峰山途中ヶ丘グラウンドゴルフコース		1コース	1時間	400
京丹後市峰山途中ヶ丘公園管理棟	ホール	1室	1時間	300
	予備室	1室	1時間	200
京丹後市峰山球場		1面	1時間	800
京丹後市峰山総合公園テニスコート	コート	1面	1時間	300
	照明	1面	1時間	500
京丹後市峰山総合公園サブグラウンド		1面	1時間	400
京丹後市八丁浜シーサイドパーク多目的芝生広場		1面	1時間	800
<p>(1) 営利を目的とする場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の使用料の3倍の額とする。</p> <p>(2) 本市に住所を有する者又は市内の事業所、各種団体若しくはこれらの従業員以外の者が使用する場合の使用料は、この表の使用料の2倍の額とする。</p> <p>(3) 附属設備等の使用料は、規則で定める。</p>				

備考

- 面積が1平方メートル未満のもの又は面積に1平方メートル未満の端数を生じた場合の端数は、1平方メートルとして計算する。
- 年額をもって定める使用料については、利用期間が1年未満の場合又はその期間に1年未満の端数を生じた場合は、月割りをもって計算する。この場合において、その期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じたときの端数は、1月として計算する。
- 月額をもって定める使用料については、利用期間が1月未満のもの又はその期間に1月未満の端数を生じた場合の端数は、1月として計算する。

- 4 日額をもって定める使用料については、利用期間が1日未満のもの又はその期間に1日未満の端数を生じた場合の端数は、1日として計算する。
- 5 時間をもって定める使用料については、1時間未満のもの又はその時間に1時間未満の端数を生じた場合の端数は、1時間として計算する。

別表第3の2(第11条、第22条関係)

臨時駐車場の駐車料

(単位：円)

施設名()は略称	使用単位	利用時間	金額
八丁浜海浜地区駐車場 (中央駐車場)	1台	1日	500
八丁浜海浜地区多目的広場 (中央多目的広場)	1台	1日	500
八丁浜朝日地区駐車場 1 (朝日駐車場 1)	1台	1日	500
八丁浜朝日地区駐車場 2 (朝日駐車場 2)	1台	1日	500
八丁浜小浜地区北小前駐車場 (北小前駐車場)	1台	1日	500
八丁浜小浜地区多目的広場 (東多目的広場)	1台	1日	500